

汚染土壌をセメントの原材料として使用するセメント製造施設の認定の要件に関する測定方法等の案に対する意見募集の結果について

平成 22 年 3 月 31 日  
環 境 省  
水・大気環境局  
土 壌 環 境 課

環境省では、平成 20 年 4 月 7 日（月）から 5 月 6 日（火）までの期間において、標記意見募集を行いました。

検討の結果、認定の要件に関する測定方法等は、制定しないことといたしました。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成 22 年 4 月から施行される改正土壌汚染対策法において、汚染土壌処理業の許可制度を新設したことに伴い、セメント製造施設を汚染土壌処理施設の一つと位置づけ、本許可制度の対象としたことから、セメント製造施設の認定制度を廃止することしております。

以上